

## 仕様書

- 1 件名  
参議院議員通常選挙にかかる投票所資材の搬入出業務委託
- 2 内容  
住之江区内16投票所資材の搬入出作業並びに運搬車両の借入等  
住之江区内16投票所は、別紙1「投開票所施設一覧表」を参照すること。  
投票所への出入口は、別紙2「投票所施設平面図」を参照すること。
- 3 契約期間  
契約締結日～令和7年7月31日（木）
- 4 作業日  
搬入：選挙期日3日前 9時～18時（昼休憩を含む。）  
搬出：選挙期日 19時～23時30分  
なお、搬入出ルート及び時間については別紙3「搬入タイムスケジュール表」及び別紙4「搬出タイムスケジュール」を参考とするが、作業時間の範囲内で変更することがある。
- 5 搬入出にかかる車両及び作業員数等  
搬入：運搬車両 2t以上×4台 作業員8名  
搬出：運搬車両 2t以上×5台、人員輸送車 5台、作業員 20名  
なお、作業員にはそれぞれの車両の運転手を含むものとする。
- 6 搬入出資材  
別紙5「資材搬入表」、別紙6「資材撤収表」のとおり  
なお、搬入出資材の内容、数量については変更が生じることがある。
- 7 業務内容  
○搬入作業  
住之江区役所で待機している本市職員の指示に基づき、資材を運搬車両に積み込み、各投票所へ送致する。また、各投票所で待機している本市職員の指示に基づき、作業員が指定場所まで運搬すること。  
○搬出作業  
投開票日19時までに住之江区役所へ集合し、本市職員の指示を受けた後、20時までに事前に指定した投票所に到着すること。  
各投票所で待機している本市職員の指示に基づき、作業員が投票所施設内外に残存している投票所資材を全て撤収すること。必要なものは梱包作業等も行い、施設借用分の資材については、本市職員の指示に基づき、所定の場所に返却すること。  
同様の作業を順次指定された投票所へ移動して行い、全ての投票所の作業が終了次第、投票所資材を区役所へ送致し、別紙7「資材格納図」に基づき指定場所へ運搬及び格納を行うこと。各投票所で搬出されたごみに関してもあわせて持ち帰り、別紙7「資材格納図」に示す場所まで運搬すること。

## 8 その他

- ・南港ポートタウン内の自動車等の通行については、通行許可証が必要であるため、資材搬入出の日時にあわせて、運搬車両・人員輸送車について事前に許可申請を行っておくこと。
- ・粉浜小学校付近の道路は、車両通行を時間規制（10時～19時）しているため資材搬入の日時にあわせて、運搬車両について事前に許可申請を行っておくこと。許可申請が下りない場合は事前に「9 本市担当者」まで連絡すること。
- ・各投票所での作業内容について、本市職員の指示に従うとともに、事前に十分打合せを行うこと。
- ・緊急の連絡体制を整えておくこと。
- ・搬入出の際は、投票所施設等への汚損、破損等の無いよう十分留意すること。
- ・安全には十分配慮するとともに、交通法規を守り事故防止に努めること。
- ・作業にあたり、十分な駐車スペースがない場合は、必要に応じて、事業者の負担によりコインパーキング等を利用すること。
- ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・不測の事態により、本業務の履行が不可能となった場合、本市側との協議に応じること。

## 9 本市担当者

大阪市住之江区役所総務課（大阪市住之江区選挙管理委員会事務局）

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

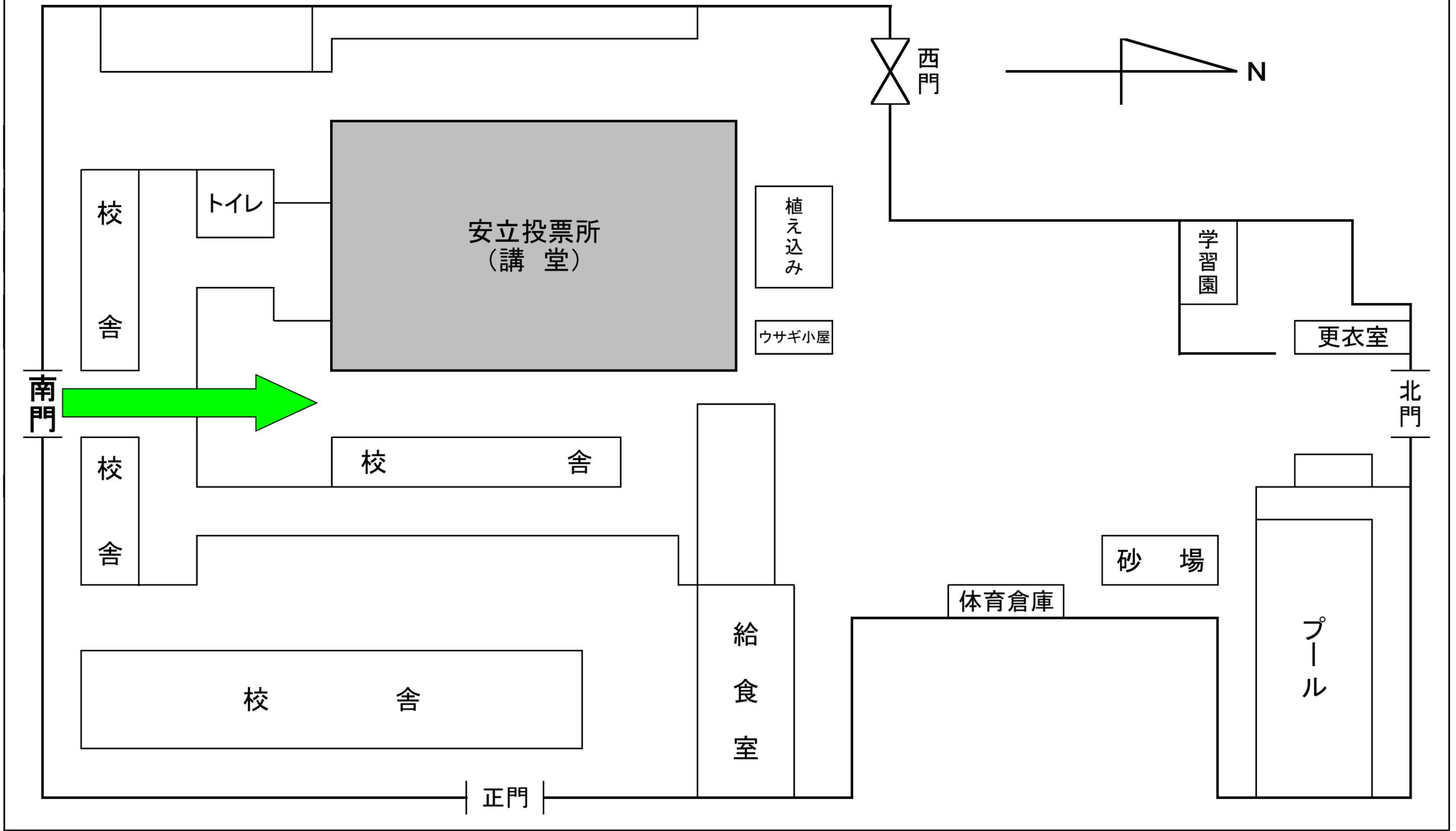
電話 06-6682-9626 担当：渡辺・佐藤

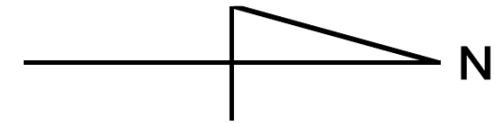
# 投開票所施設一覽表

別紙1

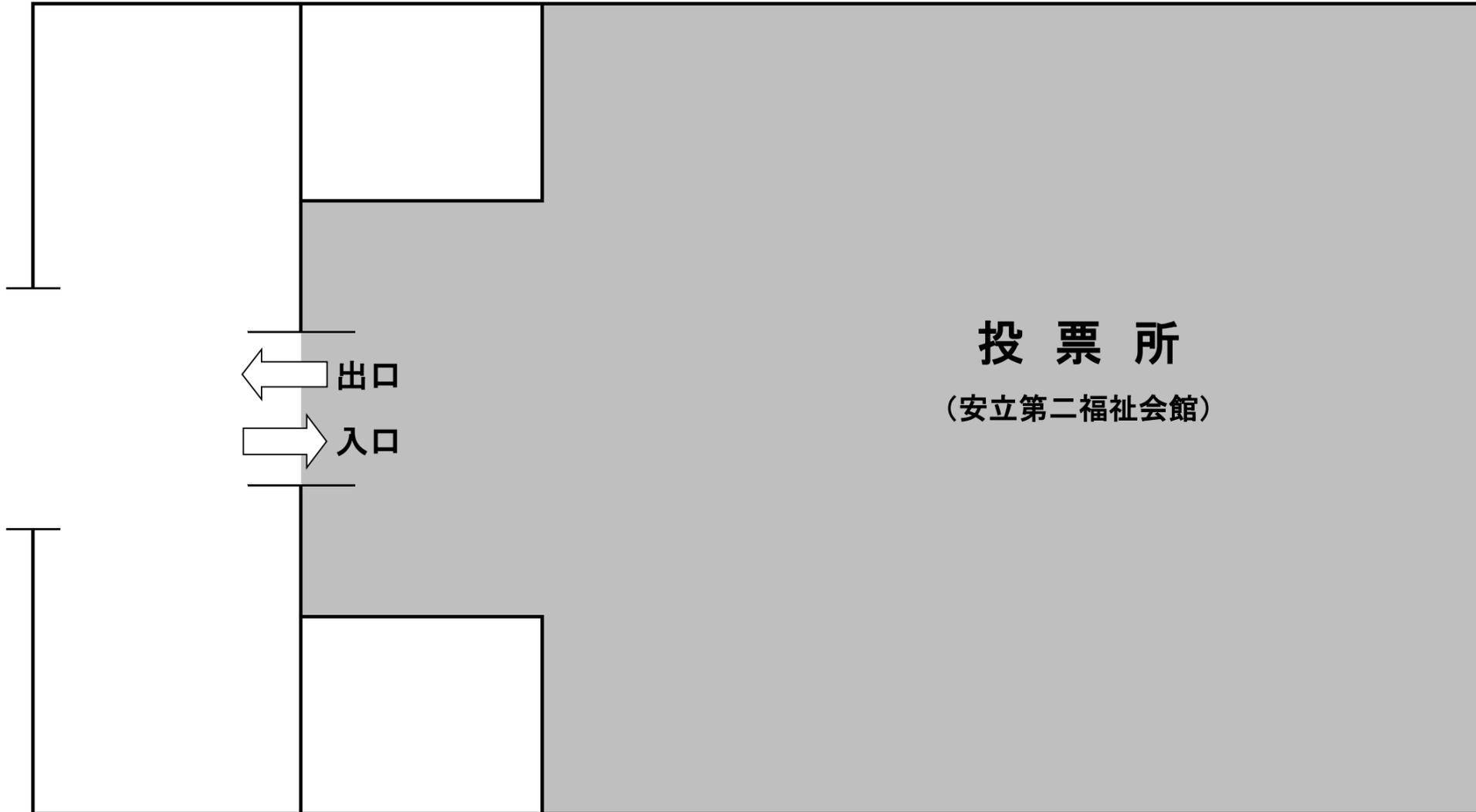
## 投票所施設

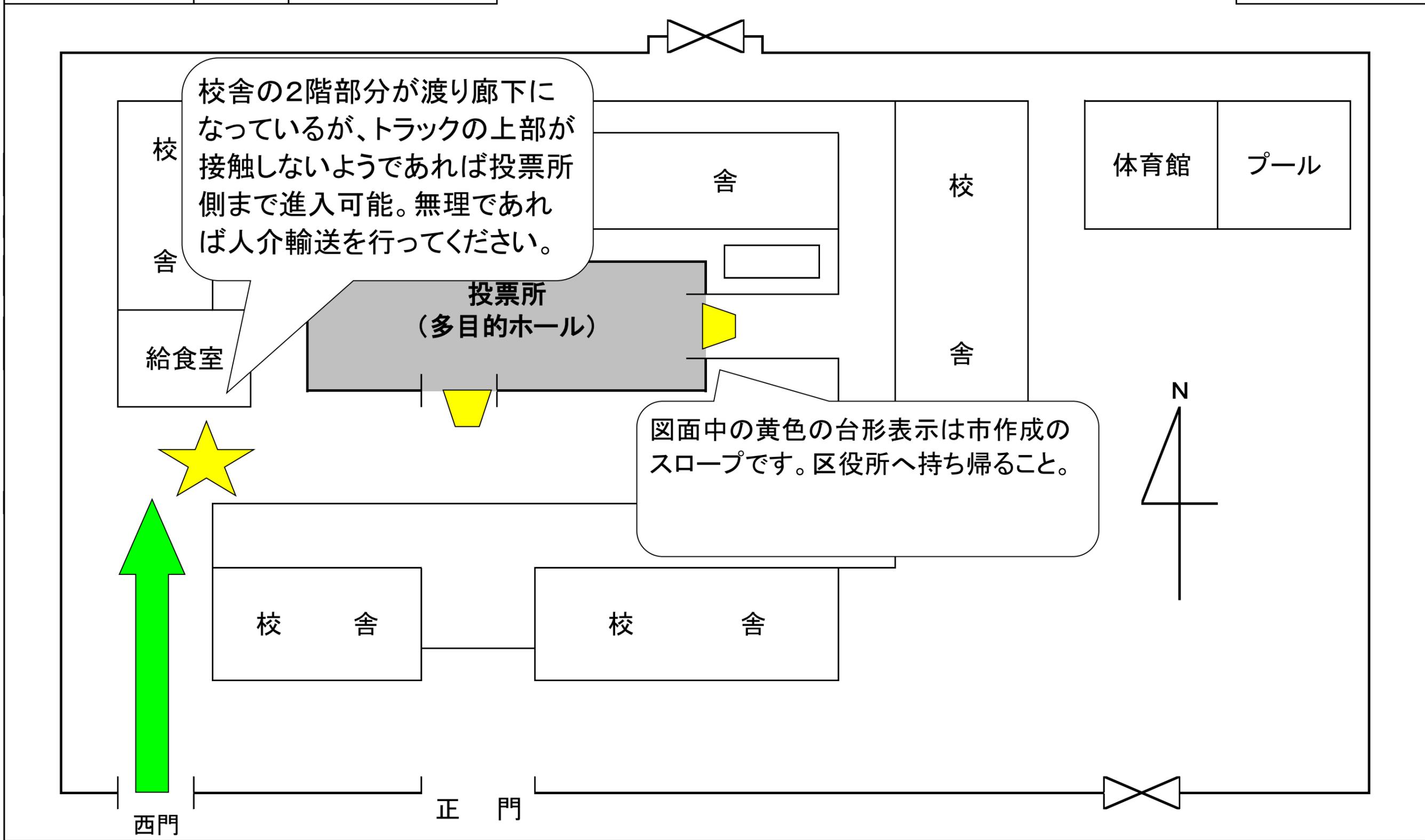
投票区名	施設名	所在地
安立	安立 小学校 (講堂)	住之江区住之江1丁目4番29号
安立南	安立 第二福社会館	住之江区西住之江2丁目16番4号
敷津浦	敷津浦 小学校 (多目的ホール)	住之江区北島2丁目9番22号
住之江	住之江 小学校 (講堂兼体育館)	住之江区御崎4丁目6番43号
清江	清江 小学校 (講堂)	住之江区御崎5丁目7番18号
新北島	新北島 小学校 (講堂)	住之江区新北島6丁目2番56号
平林	平林 小学校 (講堂)	住之江区平林南2丁目6番48号
南港	都市再生機構南港前団地 (1号棟集会所)	住之江区南港東1丁目6番1号
南港渚	咲州みなみ小中一貫校 (体育館)	住之江区南港中3丁目5番14号
南港光	南港光 小学校 (講堂兼体育館)	住之江区南港中4丁目4番22号
南港桜	南港桜 小学校 (講堂)	住之江区南港中5丁目2番48号
住吉川	住吉川 小学校 (講堂)	住之江区西加賀屋4丁目1番4号
加賀屋	加賀屋 小学校 (講堂)	住之江区北加賀屋2丁目5番26号
加賀屋東	加賀屋東 小学校 (講堂)	住之江区東加賀屋1丁目6番25号
西粉浜	住吉第一 中学校 (講堂兼体育館)	住之江区粉浜西1丁目5番11号
粉浜	粉浜 小学校 (講堂)	住之江区粉浜2丁目6番6号
		所在地
	住之江区役所	住之江区御崎3丁目1番17号

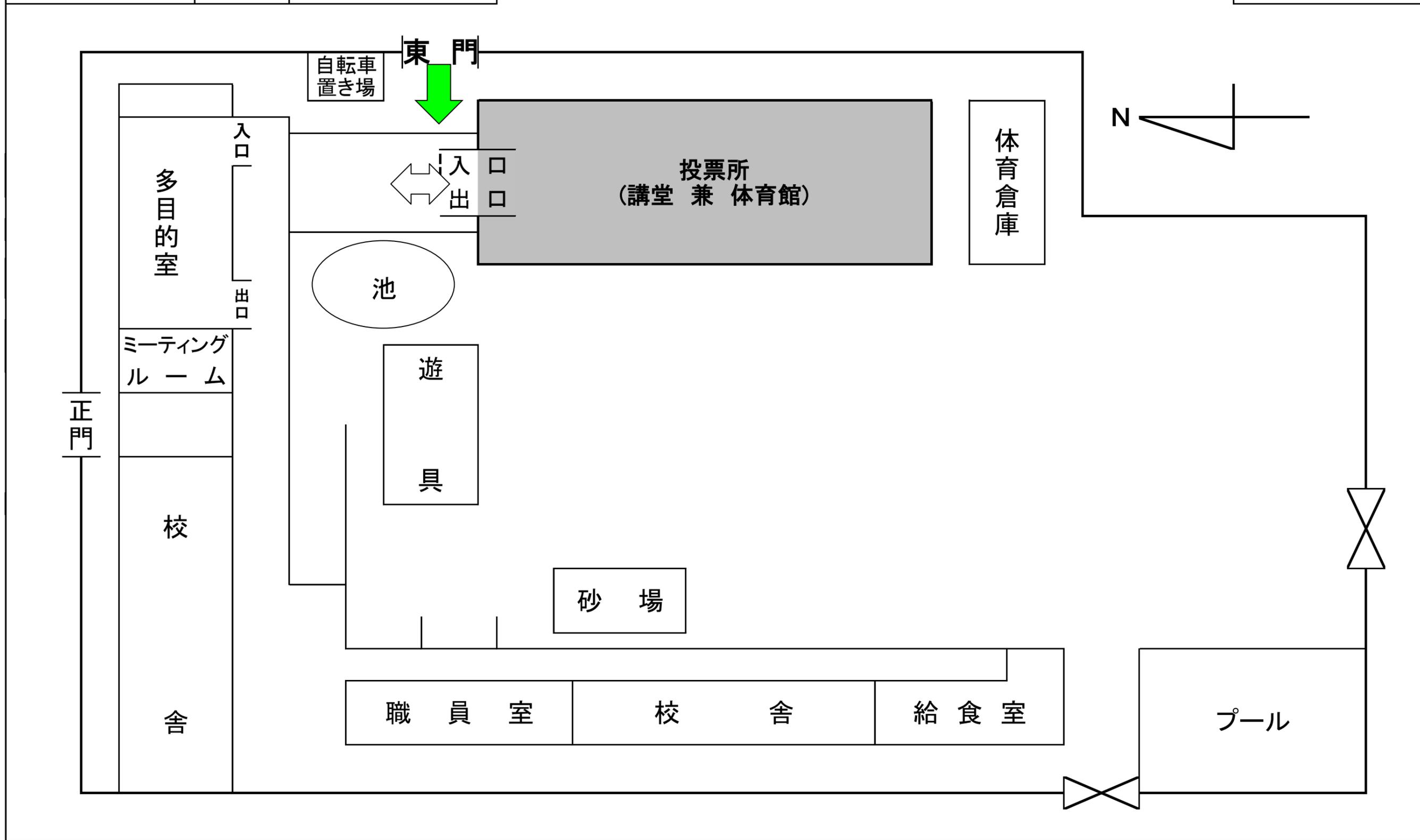


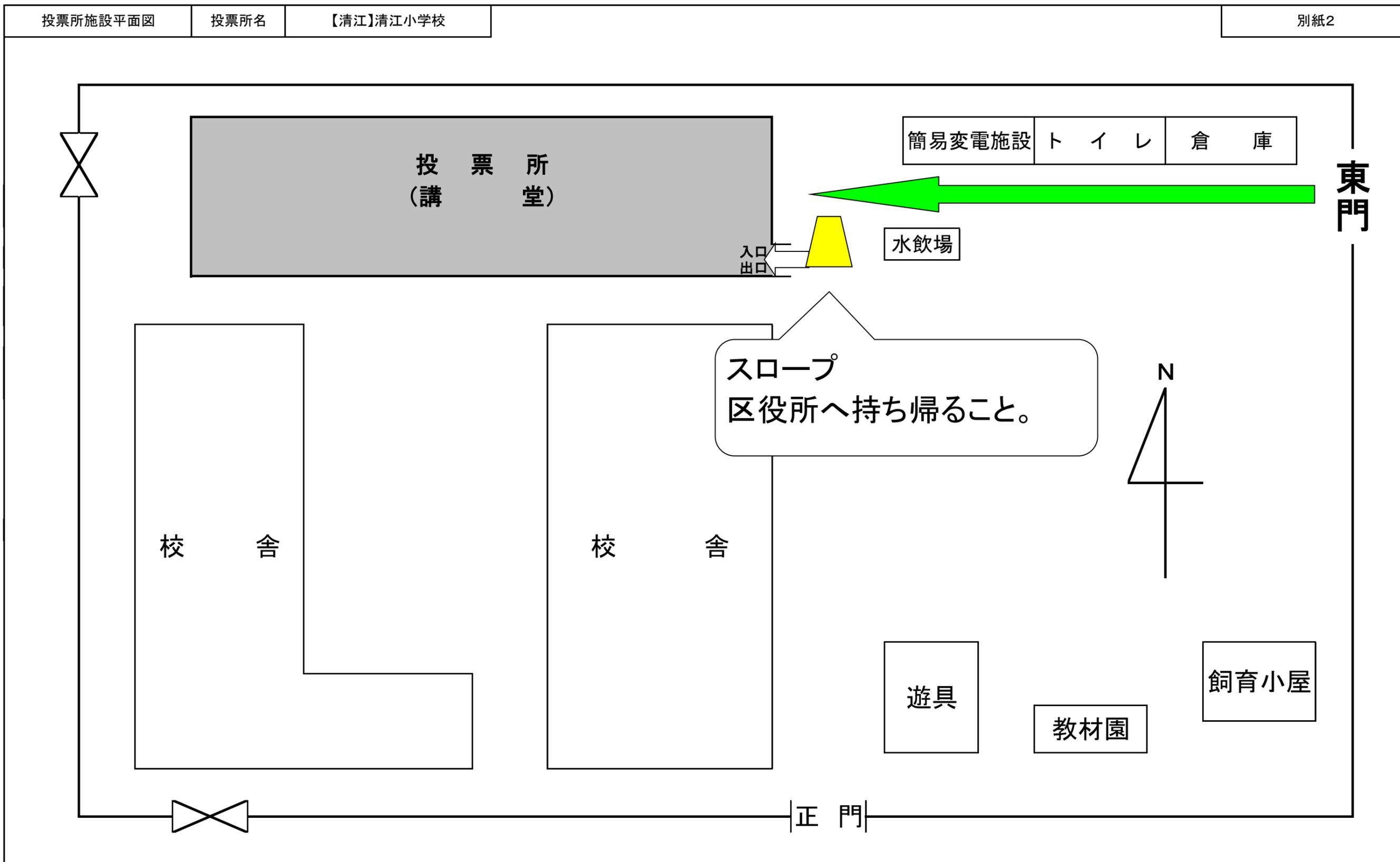


一時停車後、速やかに投票所内へ人介輸送をおこなってください。









北門

**撤収時 北門**

雨天の場合等(調整要):資材搬入時も同様



校舎

入口

出口

投票所  
(講堂)

プール

電気室

校舎

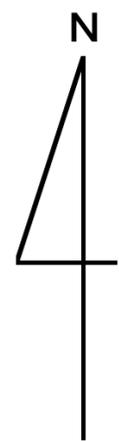
保健室

校舎

校舎

更衣室

N

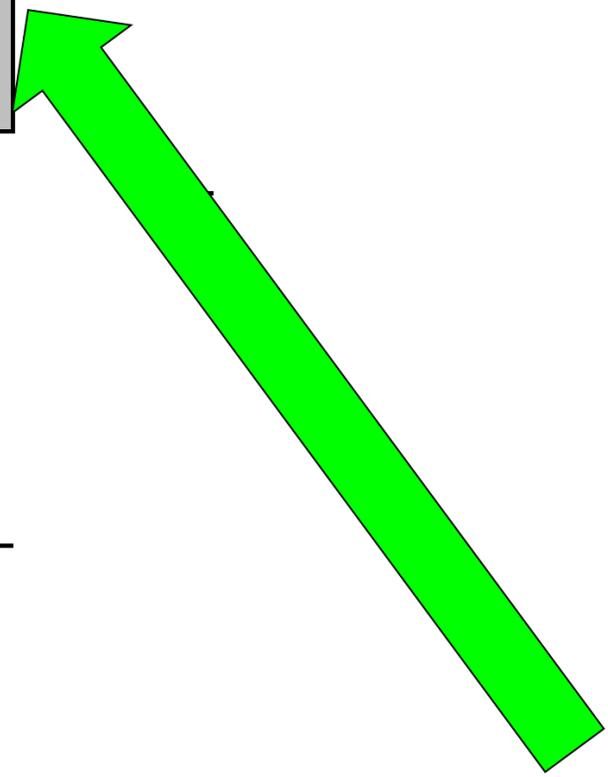


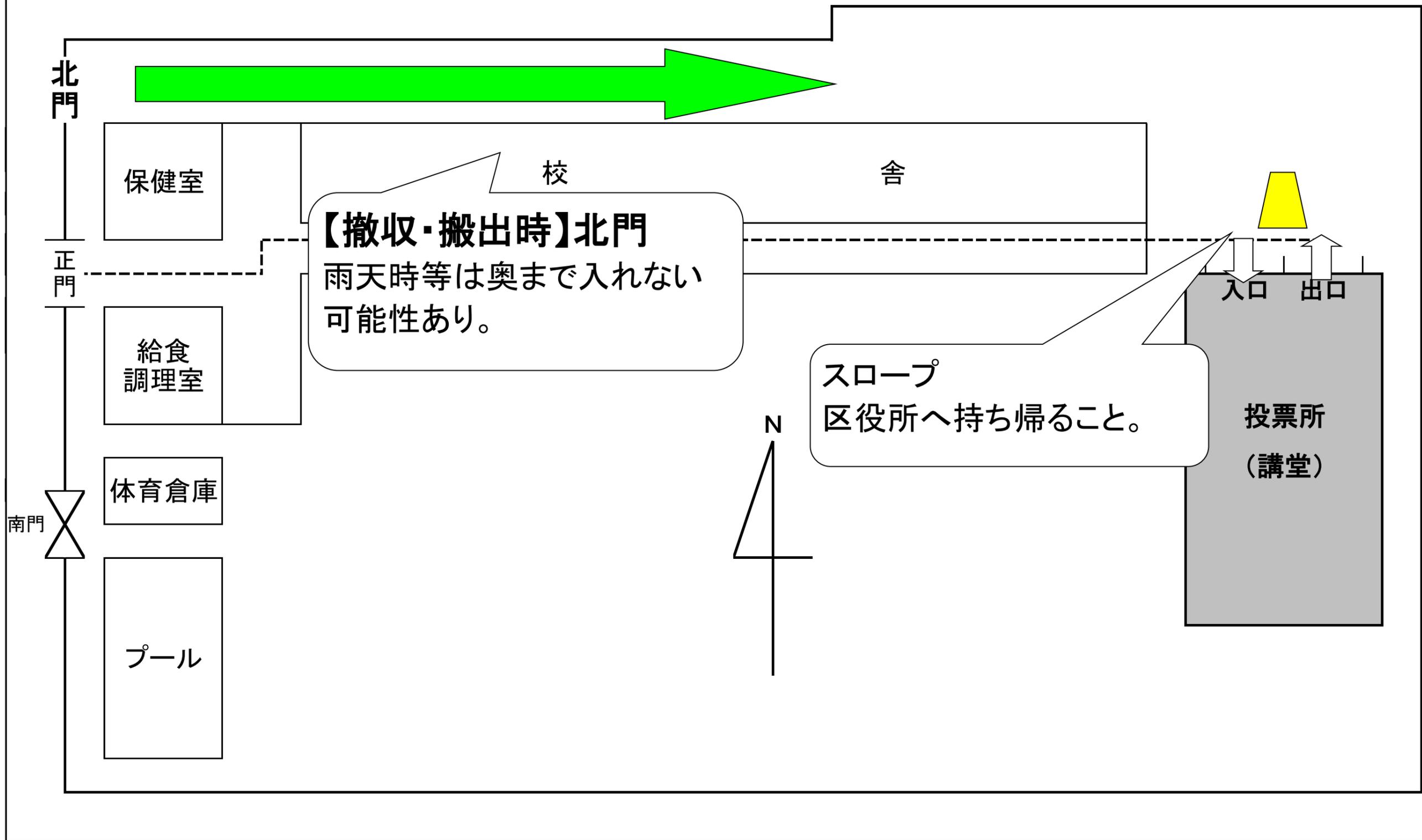
倉庫

**資材搬入時 南門**

(ただし雨天時やグランド状況不良時は  
学校との調整が必要です。変更等あれば伝達します)

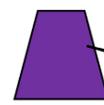
南門







正面玄関



管理事務室

和室

保安室

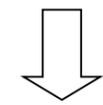
施設所有物

中庭

ホッパー室

トイレ

倉庫



入口



出口

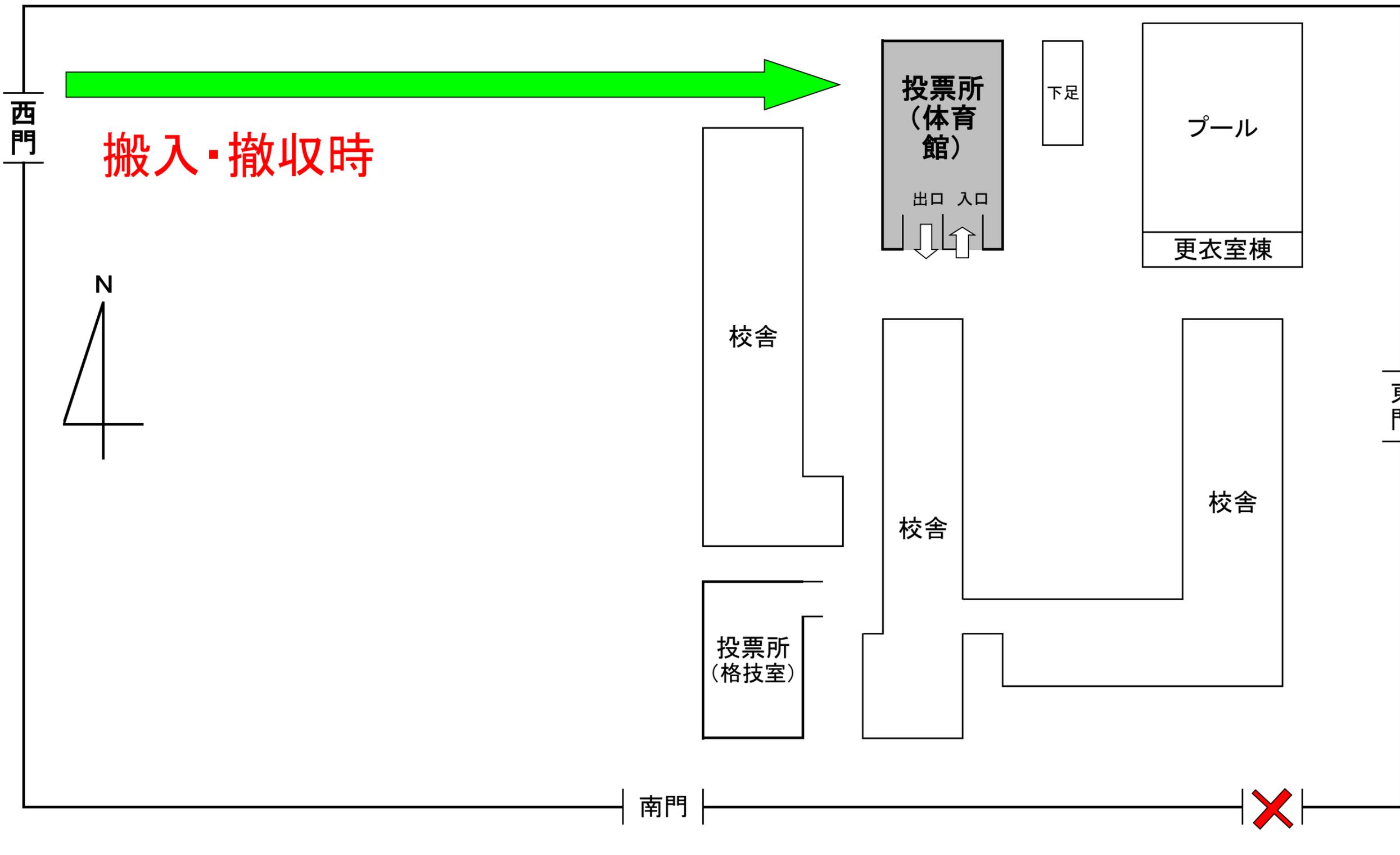
投票所  
(1号棟集会所)

ピロテニー

停車後、人介輸送にて投票所内より資材撤収。  
スロープですが、正面玄関のスロープは、施設所有物なので持ち帰らないよう注意してください。  
集会所出入口の、区作成木製のスロープ2つを区役所へ持ち帰ること。

電気室

ホッパー専用出口



搬入・撤収時

西門

N

南門

東門

投票所  
(体育館)

下足

プール

更衣室棟

校舎

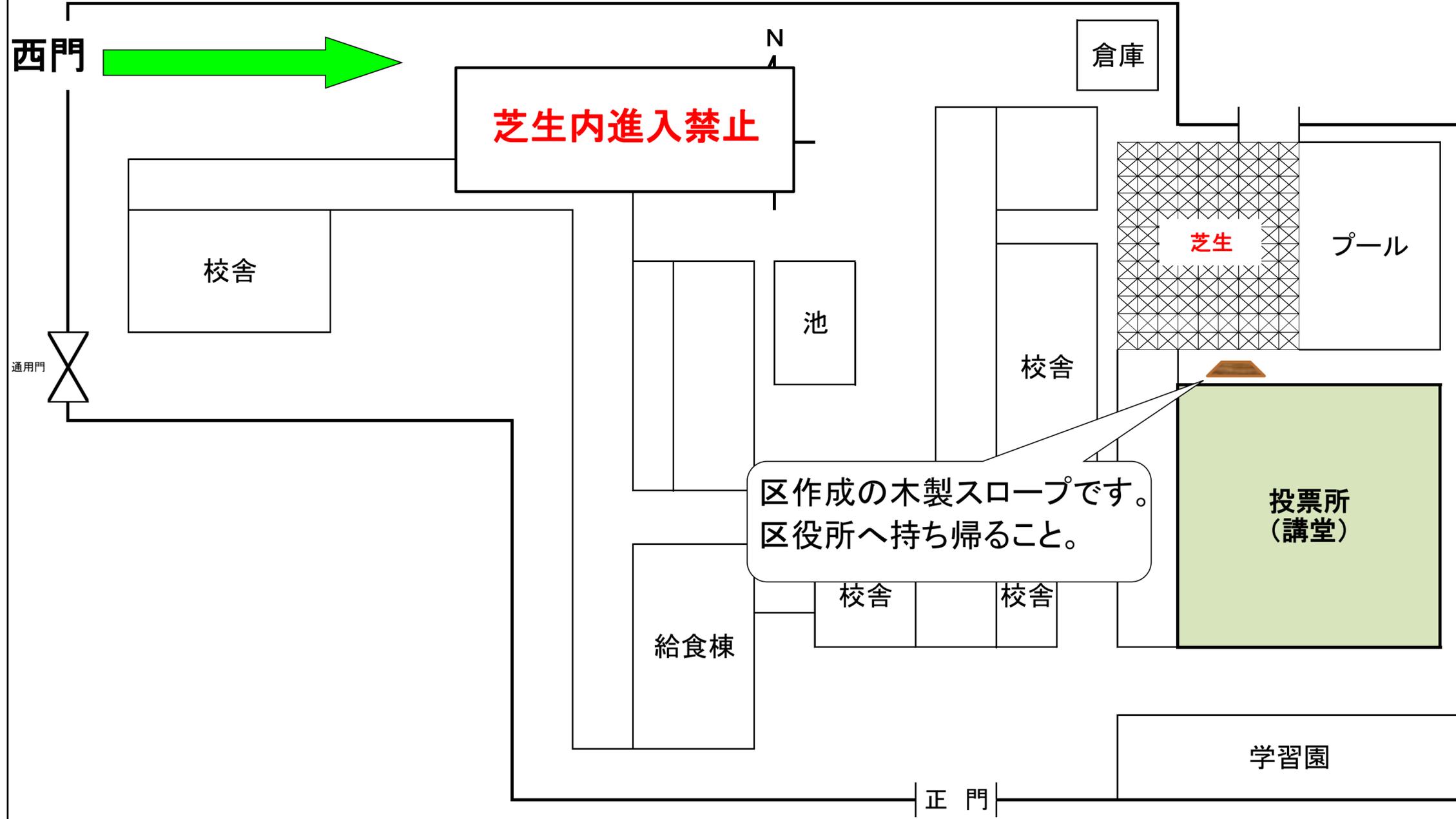
校舎

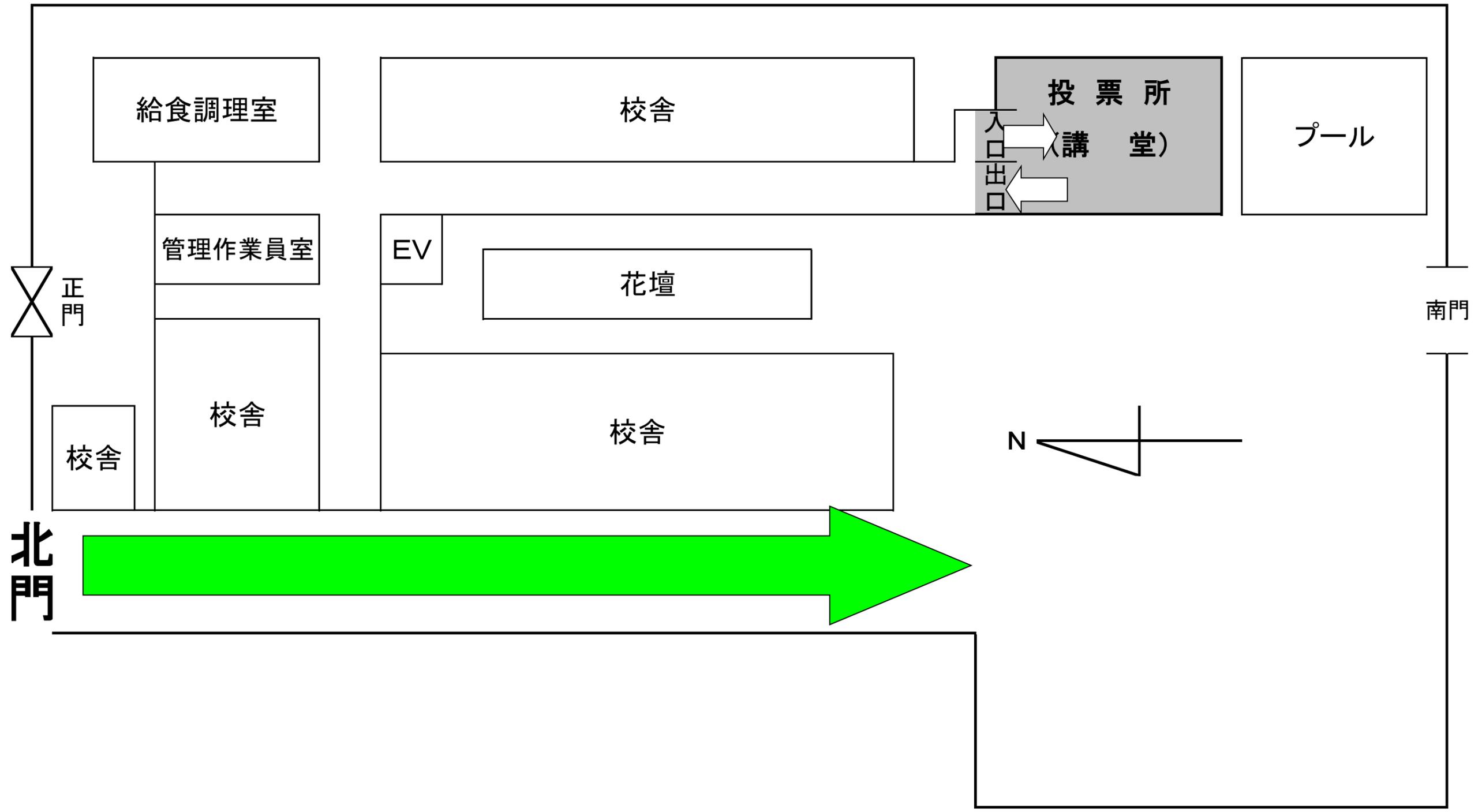
校舎

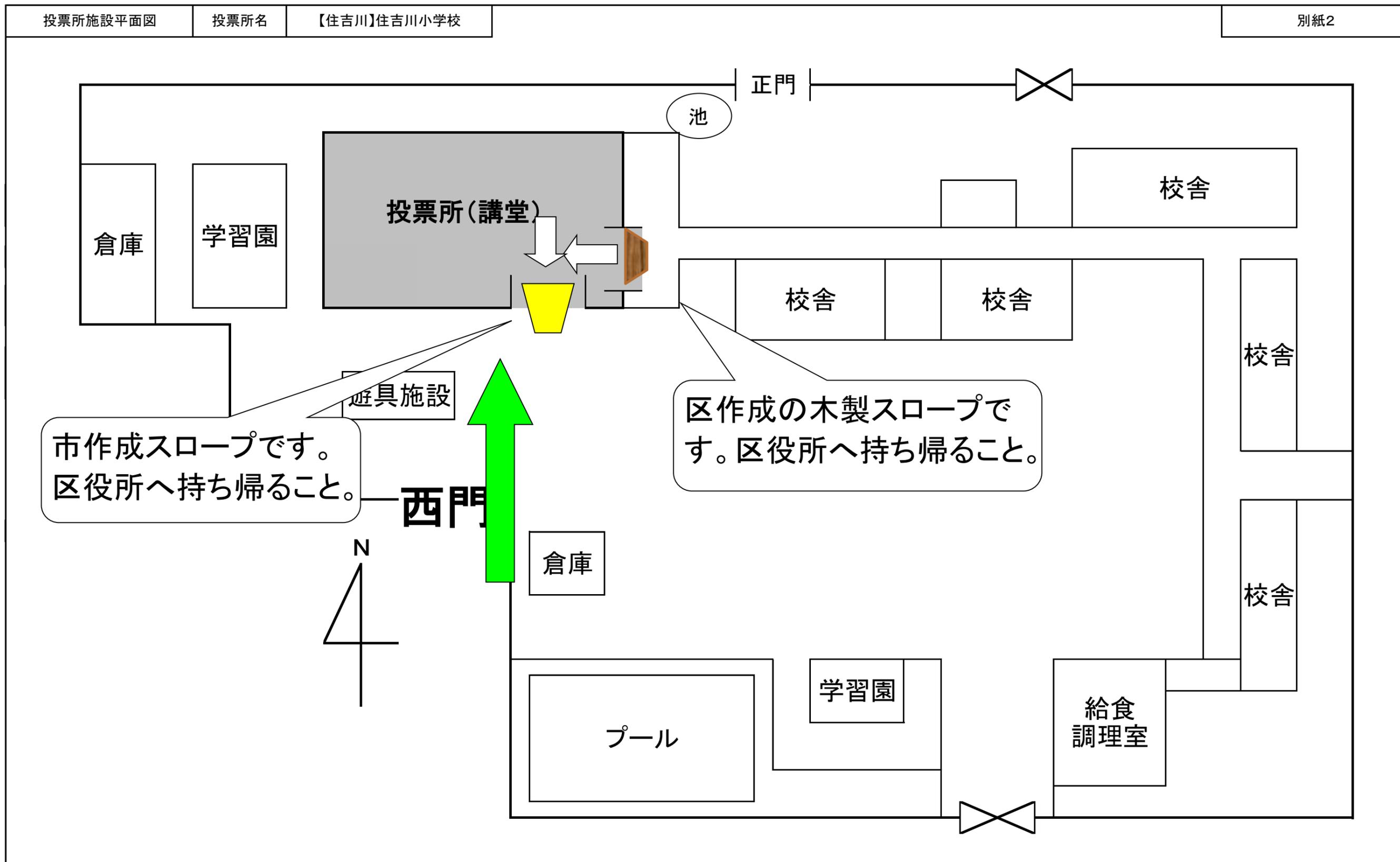
投票所  
(格技室)

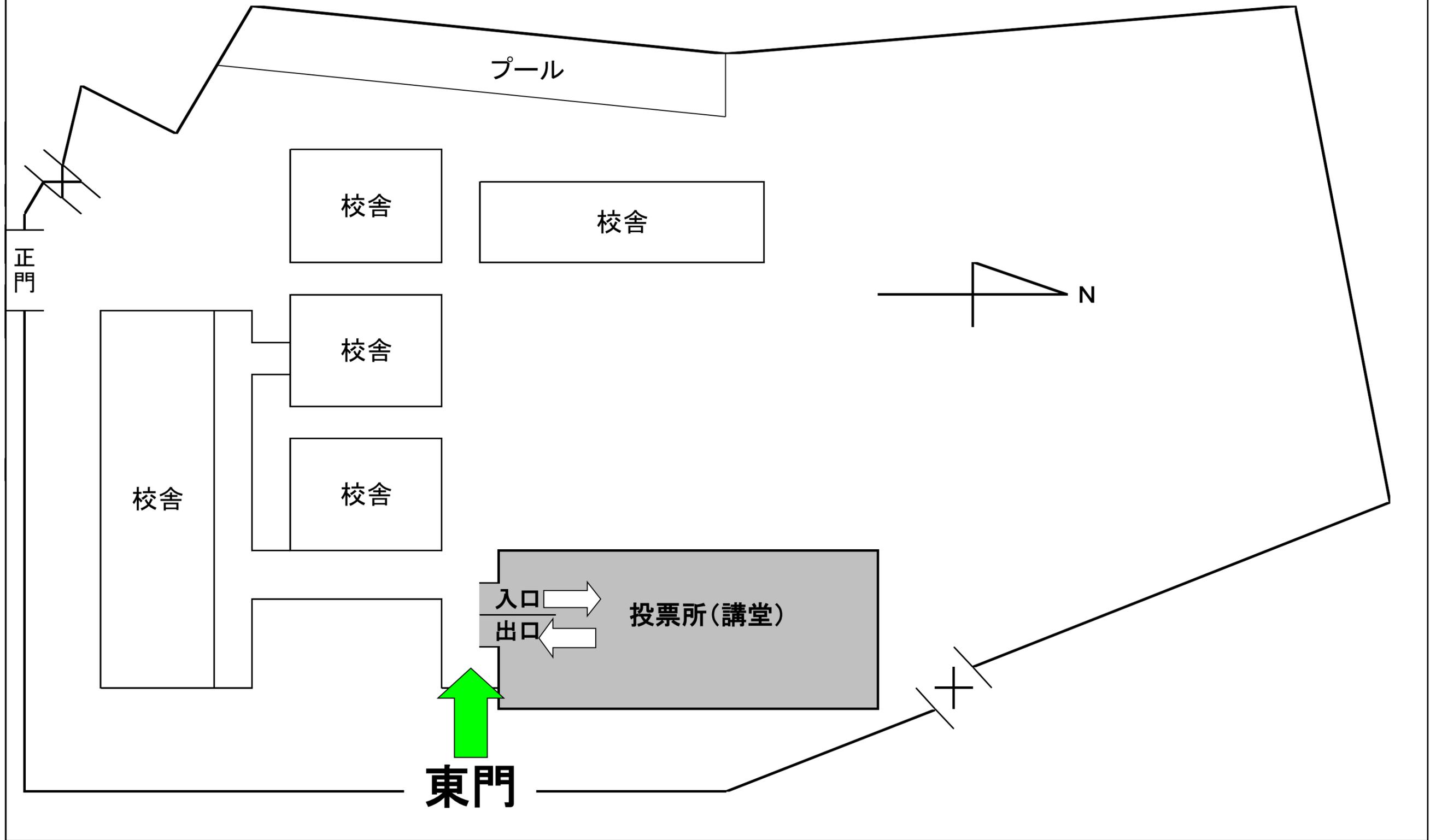
出口 入口

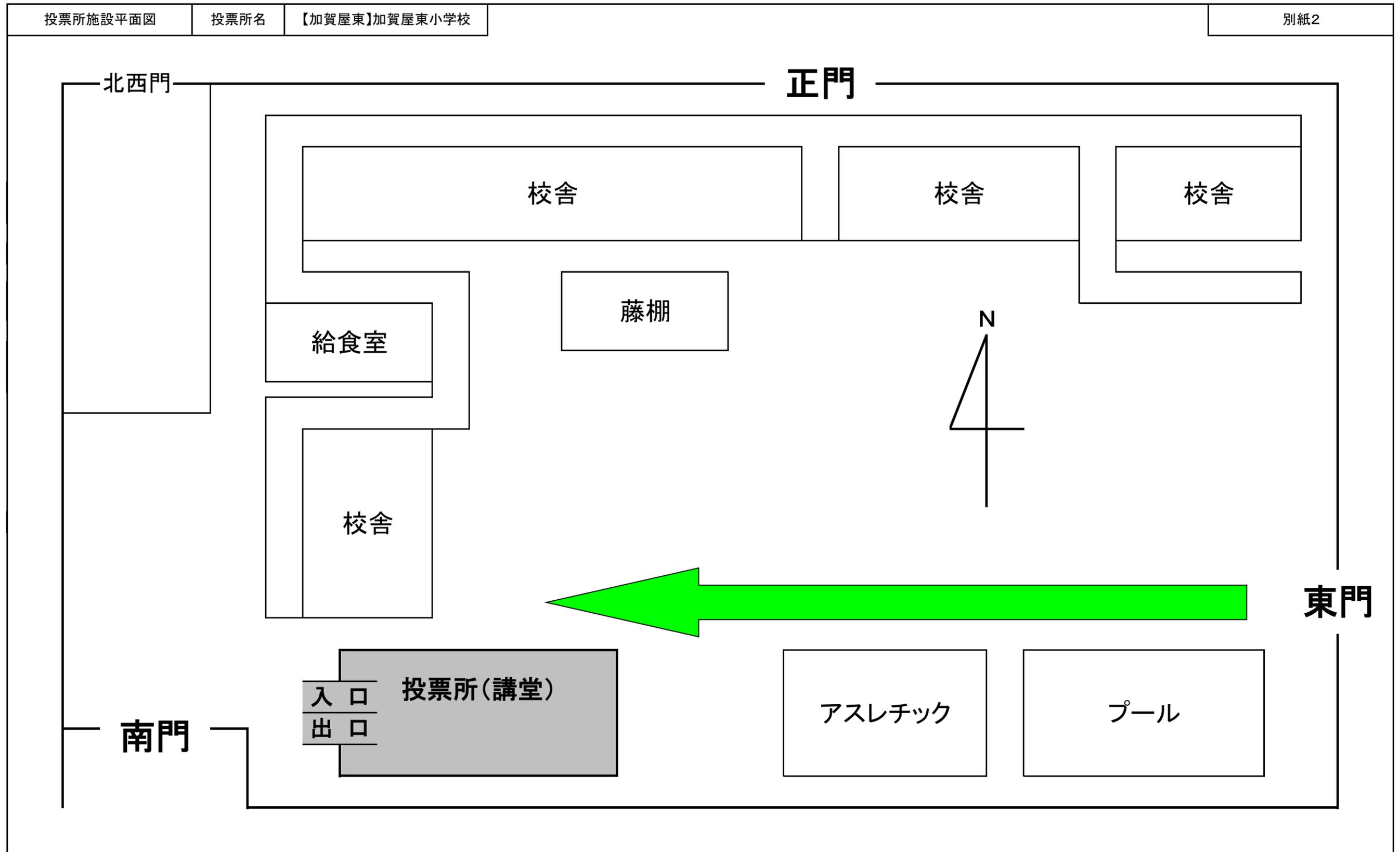


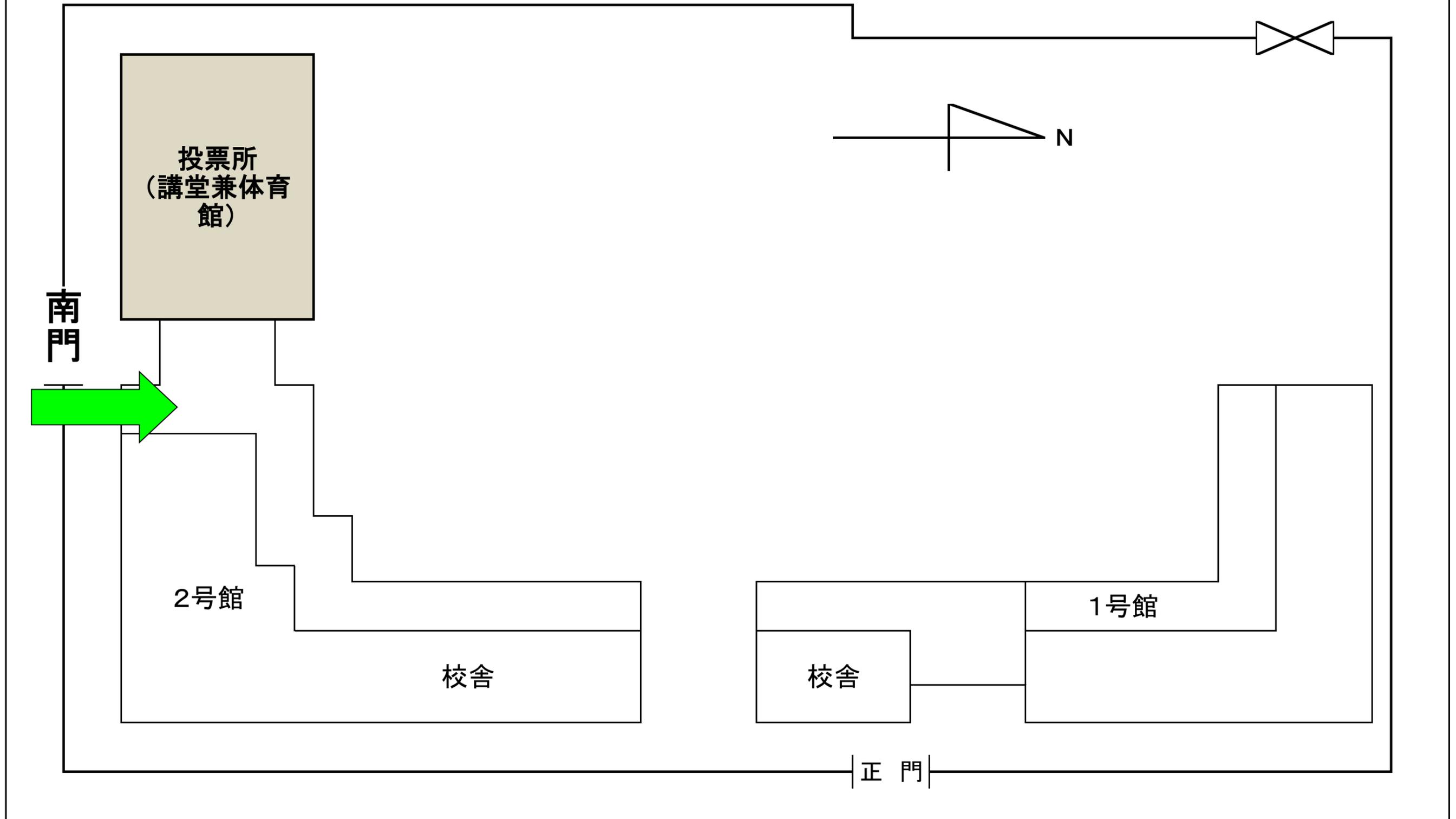


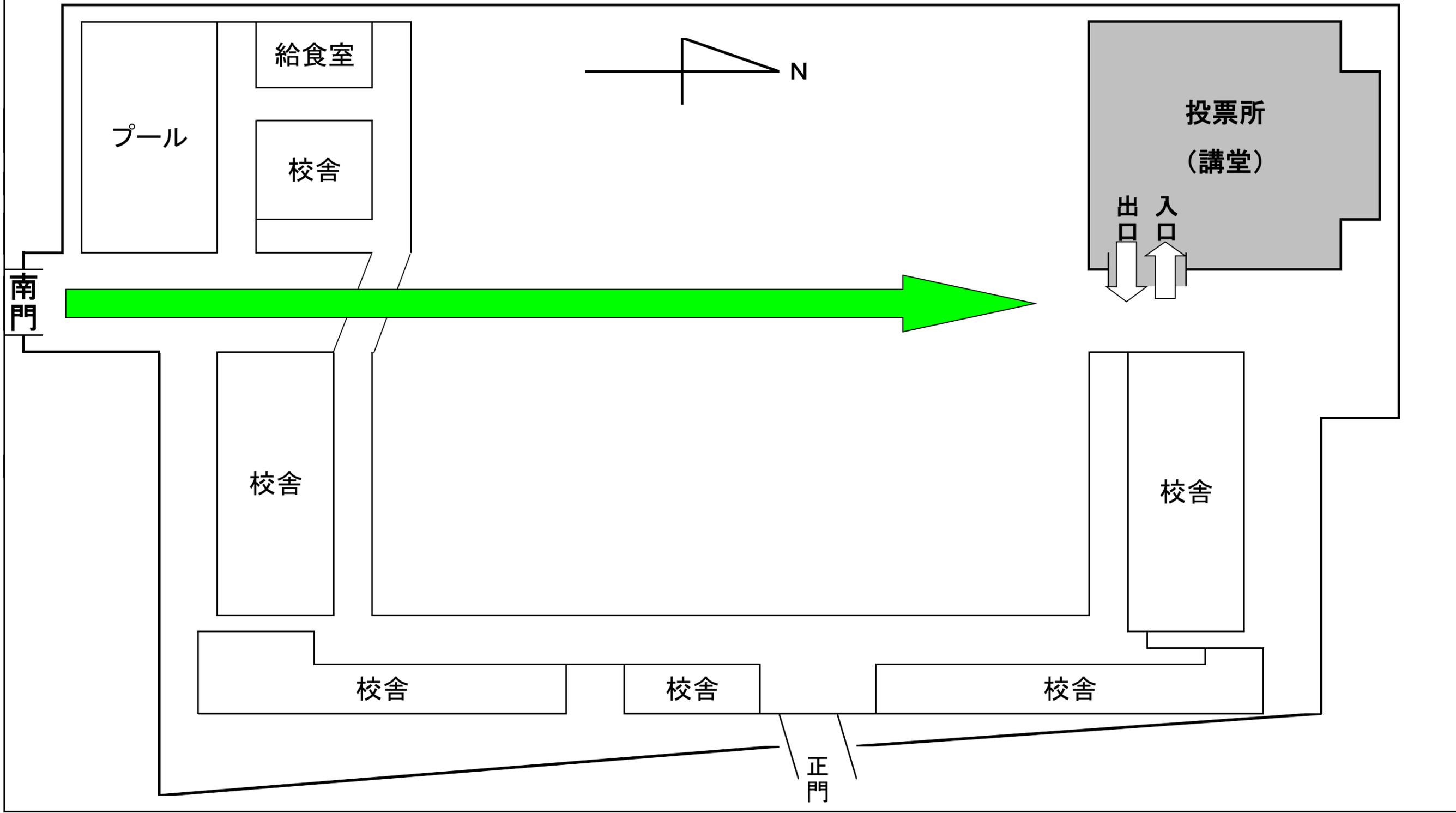












## 搬入タイムスケジュール表

1号車			2号車			3号車			4号車		
加賀屋	到着	14:00	清江	到着	14:00	南港	到着	14:20	住吉川	到着	14:00
	出発	14:20		出発	14:20		出発	14:40		出発	14:20
西粉浜	到着	14:30	敷津浦	到着	14:40	南港渚	到着	14:50	住之江	到着	14:40
	出発	14:50		出発	15:00		出発	15:10		出発	15:00
粉浜	到着	15:10	新北島	到着	15:10	南港光	到着	15:20	安立	到着	15:10
	出発	15:30		出発	15:30		出発	15:40		出発	15:30
加賀屋東	到着	15:40	平林	到着	15:40	南港桜	到着	15:50	安立南	到着	16:00
	出発	16:00		出発	16:00		出発	16:10		出発	16:20

※順番等入れ替わる可能性があります。

※時間は前後する可能性があります。

## 搬出タイムスケジュール

別紙4

1号車			2号車			3号車			4号車			5号車		
住之江 区役所	到着 19:00 出発 19:15													
南港光	到着 20:00 出発 20:30		住之江	到着 20:00 出発 20:30		加賀屋東	到着 20:00 出発 20:30		南 港	到着 20:00 出発 20:30		安立	到着 20:00 出発 20:30	
南港桜	到着 20:40 出発 21:20		住吉川	到着 20:40 出発 21:20		西粉浜	到着 20:40 出発 21:20		平 林	到着 20:40 出発 21:20		安立南	到着 20:40 出発 21:20	
南港渚	到着 21:30 出発 21:50		加賀屋	到着 21:30 出発 21:50		粉 浜	到着 21:30 出発 21:50		新北島	到着 21:30 出発 21:50		清 江	到着 21:30 出発 21:50	
区役所	到着 22:20		区役所	到着 22:00		区役所	到着 22:00		敷津浦	到着 22:00 出発 22:20		区役所	到着 22:00	
									区役所	到着 22:30				

※時間は前後する可能性があります。

# 資材搬入表

別紙5

ルート 番号	到着予定 時刻	投票所	資材搬入門	投票 函	記載台		車 椅子	用 紙 交 付 機	看 板 枠	物 品 入 れ 箱	ビニール シート		コ ー ド リ ー ル	茶 菓 子 等	金 属 製 バ ケ ツ	その他※
					一 般 用	身 障 用					灰 色 ( 5 0 m )	白				
1	14:00	加賀屋	加賀屋小学校 東門	3	10	2	1	3	2	1	30	1	1	1	1	ベニヤ板
1	14:30	西粉浜	住吉第一中学校 南門	3	10	2	1	3	2	1	26	1	1	1	1	投光器1個(電気コード式)、 ネット1個、針金1個、ベニヤ
1	15:10	粉浜	粉浜小学校 南門	3	10	2	1	3	2	1	30	1	1	1	1	充電式ランタン4台(スタンド付)、ベニヤ板
1	15:40	加賀屋東	加賀屋東小学校 東門	3	12	2	1	3	2	1	20	1	1	1	1	台車1台、充電式ランタン5台(スタンド付)
1		ルート1 合計		12	42	8	4	12	8	4	106	4	4	4	4	
2	14:00	清江	清江小学校 東門	3	10	2	1	3	2	1	15	1	1	1	1	充電式ランタン3台(スタンド付)、ベニヤ板
2	14:40	敷津浦	敷津浦小学校 西門	3	12	2	1	3	2	1	20	1	1	1	1	充電式ランタン3台(スタンド付)、ポール4本、 ベニヤ板
2	15:10	新北島	新北島小学校 南門	3	12	2	1	3	2	1	23	1	1	1	1	台車1台、ベニヤ板
2	15:40	平林	平林小学校 北門	3	8	2	1	3	2	1	15	1	1	1	1	充電式ランタン2台(スタンド付)、あてゴムx2、 ベニヤ板
2		ルート2 合計		12	42	8	4	12	8	4	73	4	4	4	4	
3	14:20	南港	都市再生機構 南港団地前	3	6	2	1	3	2	1	20	1	1	1	1	スロープ2個(木製)、ベニヤ板
3	14:50	南港渚	咲洲みなみ小中一貫校 西門	3	8	2	1	3	2	1	20	1	1	1	1	台車1台、ベニヤ板
3	15:20	南港光	南港北中学校 西門	3	8	2	1	3	2	1	15	1	1	1	1	充電式ランタン3台(スタンド付)、 スロープ(木製)1個、ベニヤ板
3	15:50	南港桜	南港桜小学校 北門	3	8	2	1	3	2	1	20	1	1	1	1	充電式ランタン7台(スタンド付)、 投光器2台(電気コード式)、専用看板1個
3		ルート3 合計		12	30	8	4	12	8	4	75	4	4	4	4	
4	14:00	住吉川	住吉川小学校 西門	3	12	2	1	3	2	1	15	1	1	1	1	スロープ2個(木製)
4	14:40	住之江	住之江小学校 東門	3	12	2	1	3	2	1	21	1	1	1	1	ベニヤ板
4	15:10	安立南	安立第二福祉会館 正面出入口	3	8	2	1	3	2	1	1	1	1	1	1	
4	16:00	安立	安立小学校 南門	3	12	2	1	3	2	1	30	1	1	1	1	投光器2台(電気コード式)、台車1台
4		ルート4 合計		12	44	8	4	12	8	4	67	4	4	4	4	
		ルート1~4 合計		48	158	32	16	48	32	16	321	16	16	16	16	

※上記資材については参考であり、運搬車両(2t車)に積載できる範囲で増減することがある。

資材撤収表

各投票所別・ルート別

ルート番号	到着予定時刻	投票所	資材搬入門	投票函	記載台		車椅子	用紙交付機	看板枠	物品入れ箱	ビニールシート		コードリール	茶菓子等	金属製バケツ	その他※
					一般用	身障用					灰色(30m)	白				
1	20:00	南港光	南港北小学校 西門	0	8	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン9台(スタンド付)、スロープ(木製)1個、台車1台、ベニヤ板
1	20:40	南港桜	南港桜小学校 正門	0	8	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン7台(スタンド付)、投光器2台(電気コード式)、専用看板1個
1	21:30	南港渚	咲洲みなみ小中一貫校 西門	0	8	2	1	3	2	1			1	1	1	台車1台、ベニヤ板
1		ルート1 合計		0	24	6	3	9	6	3			3	3	3	
2	20:00	住之江	住之江小学校 東門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	ベニヤ板
2	20:40	住吉川	住吉川小学校 西門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	スロープ2個(木製)、大型スロープ1個
2	21:30	加賀屋	加賀屋小学校 東門	0	10	2	1	3	2	1			1	1	1	ベニヤ板
2		ルート2 合計		0	34	6	3	9	6	3			3	3	3	
3	20:00	加賀屋東	加賀屋東小学校 東門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	台車1台、カラーコーン6個、充電式ランタン5台(スタンド付)スロープ(ゴム製)
3	20:40	西粉浜	住吉第一中学校 南門	0	10	2	1	3	2	1			1	1	1	投光器1個(電気コード式)、ネット1個、針金1個、ベニヤ
3	21:30	粉浜	粉浜小学校 南門	0	10	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン4台(スタンド付)、ベニヤ板
3		ルート3 合計		0	32	6	3	9	6	3			3	3	3	
4	20:00	南港	都市再生機構 南港団地前	0	6	2	1	3	2	1			1	1	1	スロープ2個(木製)、ベニヤ板
4	20:40	平林	平林小学校 南門	0	8	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン2台(スタンド付)、あてゴムx2、ベニヤ板、大型スロープ1個
4	21:30	新北島	新北島小学校 北門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	台車1台、ベニヤ板
4	22:00	敷津浦	敷津浦小学校 西門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン3台(スタンド付)、ポール4本、ベニヤ板、大型スロープ2個
4		ルート4 合計		0	38	8	4	12	8	4			4	4	4	
5	20:00	安立	安立小学校 南門	0	12	2	1	3	2	1			1	1	1	投光器2台(電気コード式)、台車1台
5	20:40	安立南	安立第二福祉会館 正面出入口	0	8	2	1	3	2	1			1	1	1	
5	21:30	清江	清江小学校 東門	0	10	2	1	3	2	1			1	1	1	充電式ランタン3台(スタンド付)、ベニヤ板、大型スロープ1個
4		ルート5 合計		0	30	6	3	9	6	3			3	3	3	
4		ルート1~5 合計		0	158	32	16	48	32	16			16	16	16	

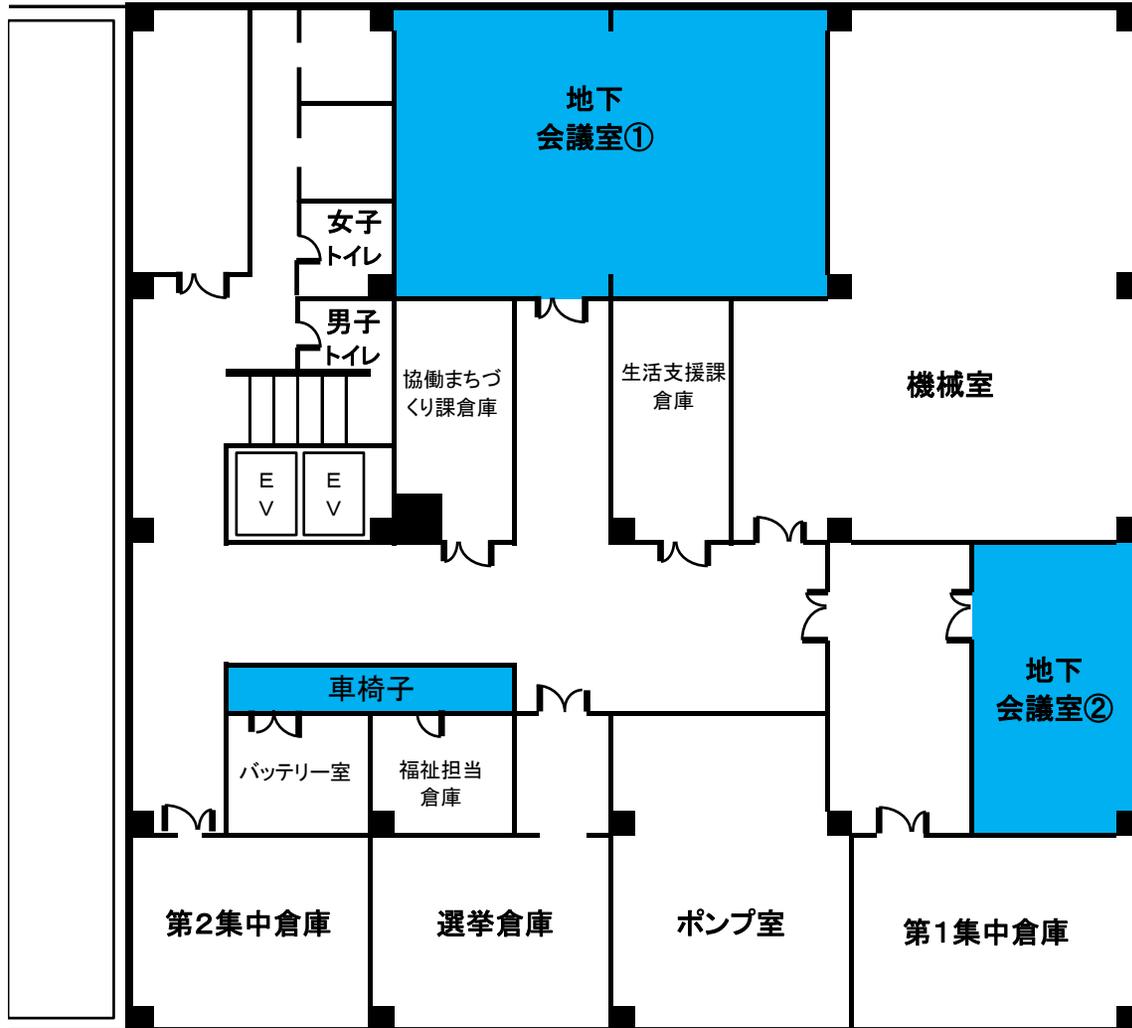
全撤収(※使用分と未使用分) 撤収場所注意)

※ビニールシートについては、ほとんどが使用済のものとなり、荷物量がかさむので注意すること。

※上記資材については参考であり、運搬車両(2t車)に積載できる範囲で増減することがある。

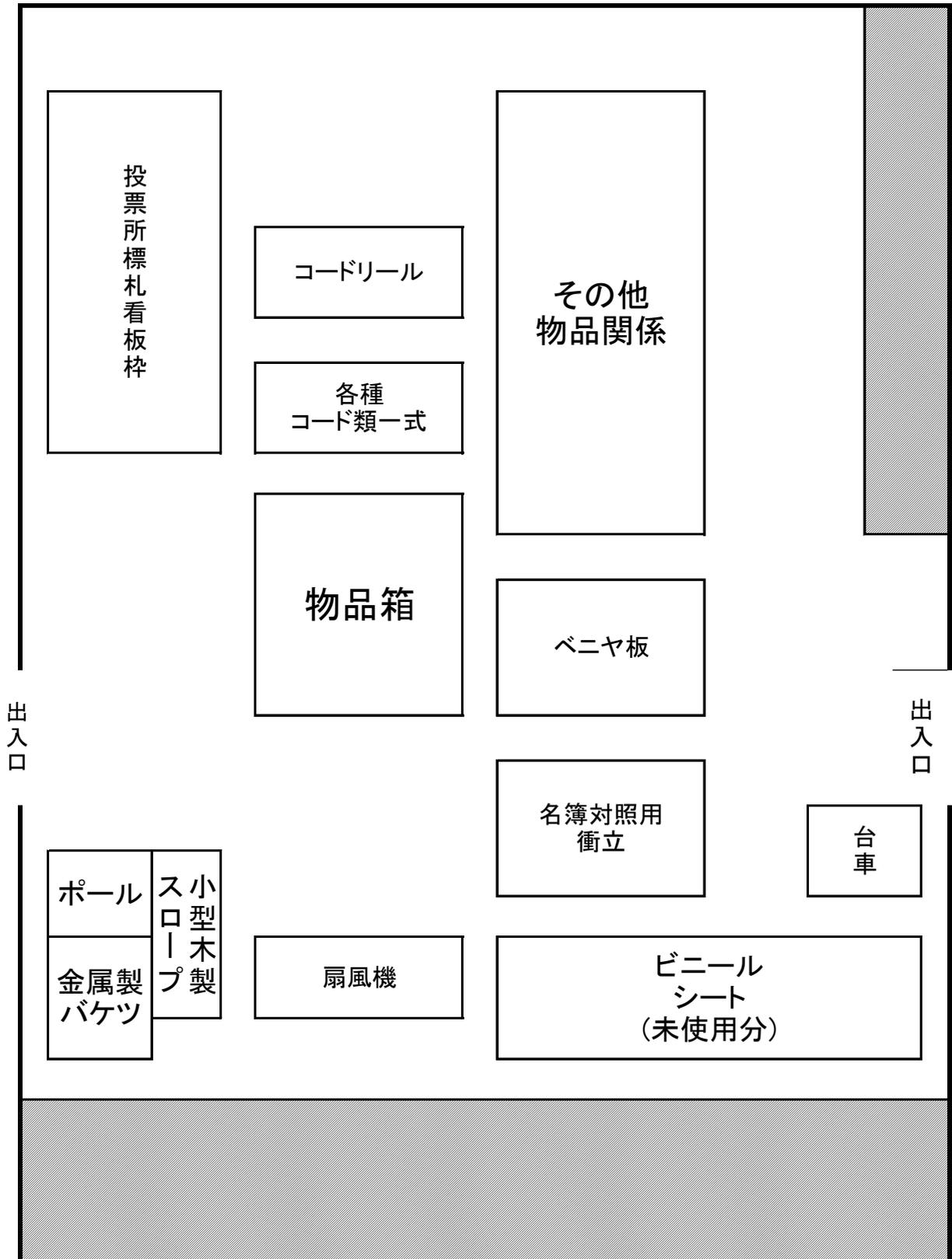
資材格納図【区役所地下1階 見取り図】

別紙7



# 資材格納図【地下会議室①】

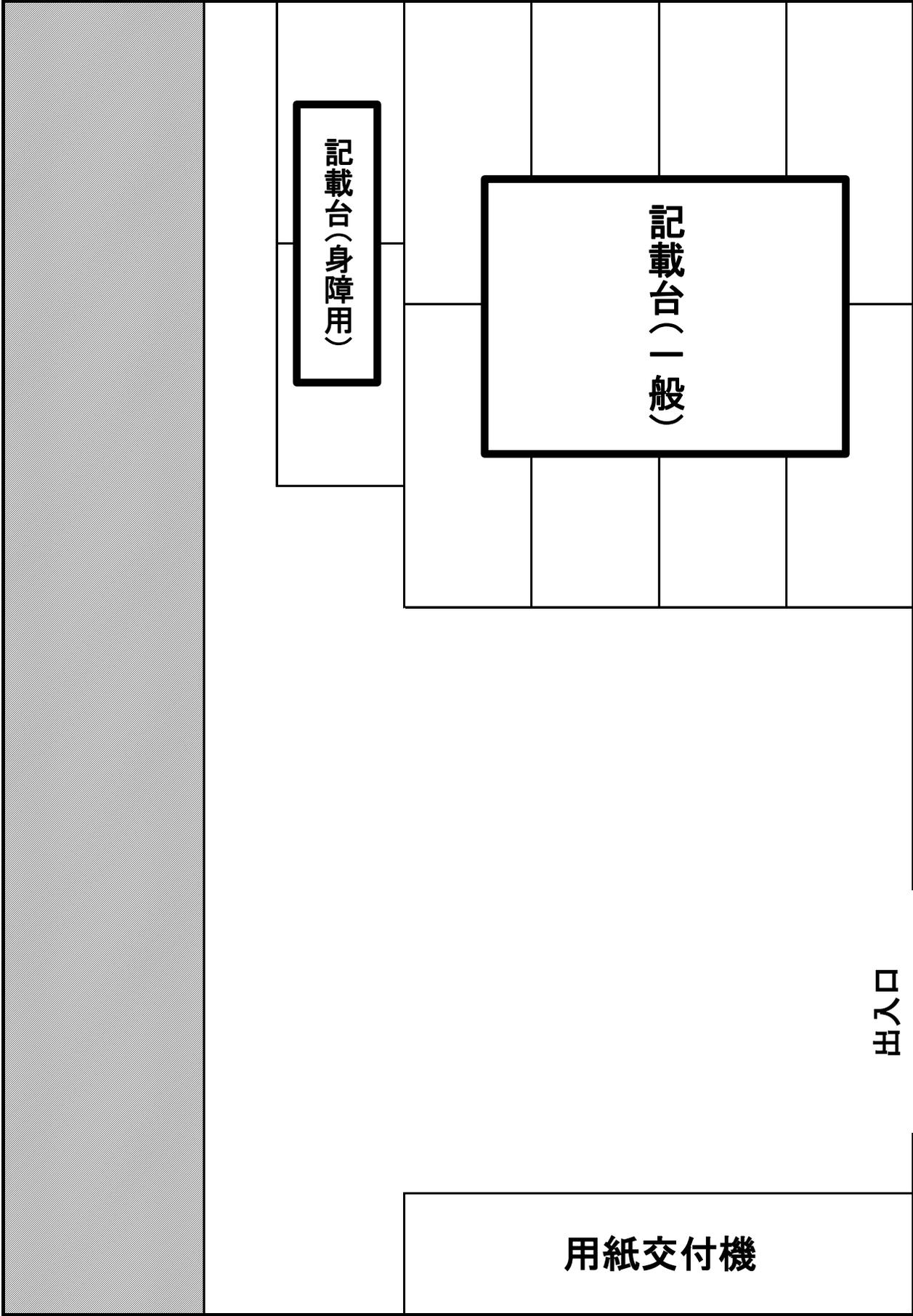
別紙7



※上記を参考に種類ごとにまとめて格納してください。

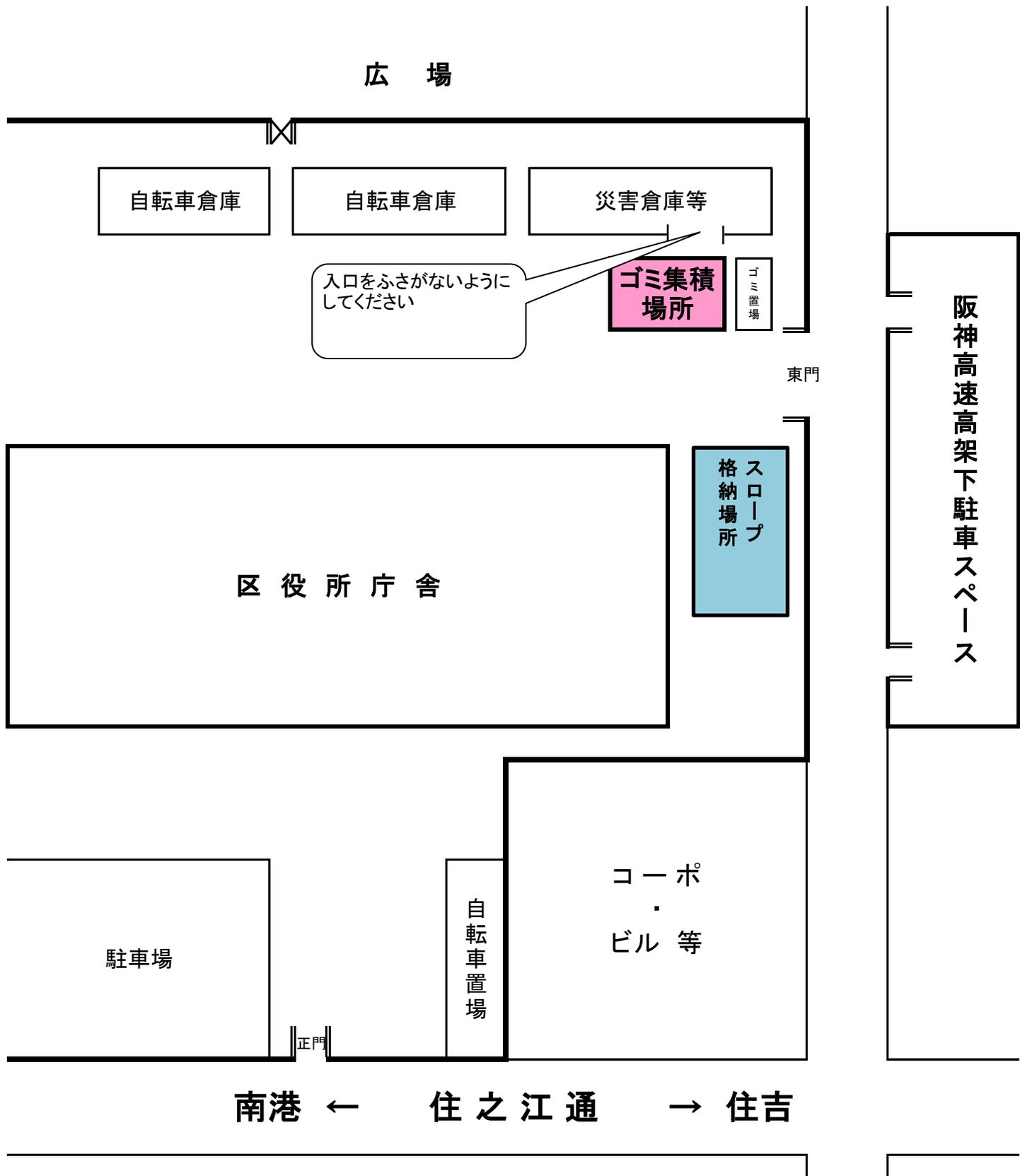
資材格納図【地下会議室②】

別紙7



資材格納図【ゴミ集積場所図】

別紙7



【収集場所】



## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。  
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車  
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

## 再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。